

大阪市立東淀中学校 南海トラフ地震防災対策

1 目 的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。平成25年改正。以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組 織

南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）の編成及び任務は【別記】のとおりとする。

- ① 地震防災隊に、隊長及び副隊長を置く。
- ② 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置

3 訓 練

防火管理者等が行う防災訓練は次によること、なお、訓練は年1回以上行うものし、必要に応じ自衛消防訓練と併せ総合的な訓練とする。また、消防機関又は、防災関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ① 情報収集・伝達に関する訓練
- ② 津波からの避難に関する訓練
- ③ その他前各号を統合した総合防災訓練

4 教 育

防火管理者等が職員等に対して行う教育は次により実施する。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

5 広 報

防火管理者等が職員等に対して事前に行う広報は次による。

- ① 地震が発生した場合に出火防止、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ② 正確な情報入手の方法
- ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ④ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

6 避難場所及び避難経路

津波警報が発令された場合における〔東淀中学校〕の避難場所は、〔北・西・東校舎3階〕とする。避難場所・避難経路は【別図1】のとおりとする。

災害時の役割分担表

役 割		活 動 内 容
職員等全員		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用中の火を、ただちに止める ・ 机の下、柱の周りなどの安全な場所で、落ちてくるものから身を守る(周囲の幼児・児童・生徒・来校者にも注意喚起すること) ・ 出入口の近くにいるときは、ドアなどが閉まらないようにする
隊 長	校長 教頭 (防火管理者) 火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮、命令 ・ 避難開始時期、避難場所の決定
副隊長		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の補佐、隊長不在時の隊長代行
指揮班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長、副隊長の指揮補佐 ・ 各担当者への命令伝達 ・ 隊長など、指揮する者の場所を決めて、各担当者へ命令や報告させる場所をはっきりさせる
情報収集 通報連絡 情報伝達	発見者 火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内放送して、パニックの発生を防止する ・ 携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を集める ・ 周辺で火災が起きてないか、燃え移ってこないかなどを調べて、隊長に報告する
避難誘導	全 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ メガホンや携帯拡声器を使い、落ち着いて行動するよう誘導する ・ 誘導の責任者は、トイレなどに校舎内に人がいないか確認する ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れた物や落下物を取り除く ・ 火災が発生していない場合は、隊長の避難指示があるまで、柱の周りや、壁際など安全な場所で待つ ・ 特に自力で避難できない人を優先する
初期消火	火災発見者 職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつ火災が起きてもすぐ消火できるよう準備しておく
安全防護	火災発見者 火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れたものや落ちたものを取り除く ・ 火を使っている器具などの使用を停止、消火する ・ ロープなどで立ち入り禁止区域を設定する
応急救護	火元責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮本部の近くの安全な場所に応急救護所を設置する ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者のケガの程度や年齢、住所など救急隊と連絡をとる

* 役割ごとの各担当者の任務分担については、それぞれに指示し、役割ごとの担当者の人数が複数のものは、担当ごとの責任者を指名します。